

佐賀市規則第53号

東よか干潟ビジターセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東よか干潟ビジターセンター条例（令和2年佐賀市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 東よか干潟ビジターセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、センターの全部又は一部を臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定によりレクチャールーム又は広場の使用の許可を受けようとする者は、東よか干潟ビジターセンター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の6月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は、その日以後においてその日に最も近い休館日でない日）から行うことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用許可申請書の提出があった場合において、適当と認めたときは、東よか干潟ビジターセンター使用許可書（次項において「許可書」という。）を交付するものとする。

4 条例第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとする場合は、あらかじめ東よか干潟ビジターセンター使用許可変更（取消）申請書に許可書を添えて市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

(使用期間の制限)

第5条 レクチャールーム又は広場を連続して同一の利用者が占有して使用する場合

の使用期間は、7日間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第6条 条例第8条第3項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 第4条第4項の規定により使用の変更又は取消しが許可された場合において、当該許可に係る既納の使用料に過納金が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用料の減免)

第7条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市が主催又は共催する行事で使用する場合 全額
- (2) 国、県等の行政機関が主催する行事で使用する場合 全額
- (3) 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が学校行事として使用する場合 全額
- (4) 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が保育所の行事として使用する場合 全額
- (5) センターの設置目的に資する活動等を行うため、市長が必要と認めた場合 全額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が認める額

(入場者の遵守事項)

第8条 センターの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の入場者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 許可なく広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 許可なく危険物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく火気を使用しないこと。
- (6) 所定の場所以外での飲食をしないこと。
- (7) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月20日から施行する。